

マーケットプレイス運営者が各販売者税金を源泉徴収することを義務付ける法案



ご一読ください

政府は、電子商取引やデジタルプラットフォームでの事業活動に対する税務管理に関する政令を発行する予定です。この政令では、国内外の電子商取引プラットフォームの運営者に、次の人代わって税金(個人所得税および付加価値税を含む)を源泉徴収して支払うことを義務付けます。

- ・ 電子商取引プラットフォームを通じた販売から得た全世界所得をもつ、ベトナム居住者となる事業体、個人
- ・ 電子商取引プラットフォームを通じた販売から得たベトナム源泉所得をもつ、ベトナム非居住者となる事業体、個人

本政令案は2025年4月1日に発効する予定です。



詳細

主なポイント

電子商取引マーケットや支払い機能を備えるデジタルプラットフォーム及び個人に支払いを行うその他のデジタル組織での国内外の運営者は、以下の者に代わって、付加価値税(VAT)および個人所得税(PIT)を控除・支払うものとします。

- ・ 電子商取引プラットフォームを介した商品および/またはサービスの提供から生じた全世界所得があるベトナム居住者(個人、事業世帯)
- ・ 電子商取引プラットフォームを介した商品および/またはサービスの提供から生じたベトナム源泉所得がある、ベトナム非居住者(個人、事業世帯)

個人および事業世帯の販売者に代わって電子商取引プラットフォーム上で顧客から徴収された税金は、個人および事業世帯の販売者への支払い前に源泉徴収されます。

申告及び納税の期限は翌月20日です。

プラットフォーム運営者には、GDT が管理するオンライン税務ポータルを通じて、個人や事業世帯に代わって税金を申告し、納税するための 10 枠の納税コードが付与されます。



詳細

主なポイント

源泉徴収されるVAT・PITの適用税率は、以下のとおりです。

区分*	VAT		PIT
	居住者	非居住者	
物品	1%	0.5%	1%
サービス	5%	2%	5%
輸送費用、物品の提供に伴うサービス、付随サービス	3%	1.5%	2%

*事業者が区分及び適用税率を判断できない場合は、最高税率となる 5% VAT と 2%/5% PIT の税率が適用されます。



詳細

主なポイント

決済機能を持たない電子商取引マーケットプレイスやデジタルプラットフォームを運営する国内外の事業者は、源泉徴収義務の対象外となります。個人および事業世帯は、税関総局が管理するポータルサイトを通じて直接申告・納税を行う必要があります。したがって、居住者の申告および納税義務は、現行の規定に従って決定されます。

非居住者に適用されるVATおよびPITの税率は以下のとおりです。

区分	VAT	PIT
物品	-	1%
サービス	5%	5%
郵送費用、物品の提供に伴うサービス、付随 サービス	3%	2%

事業者や世帯が電子商取引活動により税金を過払いした場合、税金の還付を申請することができます。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー¹
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー¹
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



©2025 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

If you wish to be removed from our mailing list, please click on the 'unsubscribe' link above.

www.pwc.com/vn

